

各務原市自治会地域社会活動事業補助金交付要綱

(平成20年2月4日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、自治会自らの創意工夫による地域社会活動を推進するため、予算の範囲内において各務原市自治会地域社会活動事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、各務原市補助金交付規則（昭和38年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等)

第2条 補助事業は、自治会が行う公益的な活動であって次に掲げるもののうち当該自治会の会計の支出が伴う事業とする。

- (1) 清掃、除草、樹木の剪定その他の地域環境の美化に資する活動（次項において「美化活動」という。）
- (2) 防犯、交通安全の確保その他の地域の生活安全に資する活動（次項において「安全活動」という。）
- (3) 地域住民による自主的な防災活動（次項において「自主防災活動」という。）

2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、自治会が美化活動若しくは安全活動を行うために必要と認める美化用具等又は自主防災活動を行うために必要と認める防災資機材であって市長が別に定めるものの購入に要する費用とし、1回の申請につき総額2万円以上のものとする。

3 前項の規定にかかわらず、同項に規定する費用について、他の補助金等の交付を受ける場合は、補助金の交付の対象としない。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1の額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、1自治会当たり一の年度につき6万円を限度とし、そのうち前条第2項の美化用具等の購入に要する費用に係る補助金の額は、4万円を超えることができないものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする自治会は、規則第4条第1項に規定する申請書に必要な書類を添えて、市長の指定する期日までに提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び通知)

第5条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めた

ときは、補助金の交付を決定し、その旨を自治会に通知するものとする。

(手続の省略)

第6条 規則第19条の規定により、規則第11条の規定による補助事業の実施報告及び規則第13条の規定による補助金の額の確定は、省略するものとする。ただし、補助対象経費の額に変更がある場合は、この限りでない。

(補助金の請求)

第7条 第5条の規定により補助金の交付決定を受けた自治会は、補助事業完了後、速やかに規則第14条第2項に規定する補助金交付請求書に必要な書類を添えて、提出するものとする。

(補助金の返還)

第8条 市長は、この要綱の規定に違反して補助金を受けた自治会があるときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(関係書類の保存)

第9条 補助金の交付を受けた自治会は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした証拠書類を補助事業の完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項を市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 令和6年度の予算に係る補助金についての第3条ただし書の規定の適用については、同条ただし書中「6万円」とあるのは、「8万円」とする。

附 則 (平成21年1月13日決裁)

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 改正後の各務原市自治会地域社会活動事業補助金交付要綱の規定は、平成21年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則 (平成22年1月5日決裁)

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正後の各務原市自治会地域社会活動事業補助金交付要綱の規定は、平成22年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則 (平成23年3月28日決裁)

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

- 2 改正後の各務原市自治会地域社会活動事業補助金交付要綱の規定は、平成23年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成24年3月23日決裁）

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の各務原市自治会地域社会活動事業補助金交付要綱の規定は、平成24年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成25年3月6日決裁）

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 改正後の各務原市自治会地域社会活動事業補助金交付要綱の規定は、平成25年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成26年3月25日決裁）

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の各務原市自治会地域社会活動事業補助金交付要綱の規定は、平成26年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成27年3月16日決裁）

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正後の各務原市自治会地域社会活動事業補助金交付要綱の規定は、平成27年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成28年3月2日決裁）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月27日決裁）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日決裁）

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の各務原市自治会地域社会活動事業補助金交付要綱の規定は、平成30年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則（令和2年3月31日決裁）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年9月1日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（令和4年1月21日決裁）

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則（令和６年３月２７日決裁）

- 1 この要綱は、令和６年４月１日から施行する。
- 2 改正後の各務原市自治会地域社会活動事業補助金交付要綱の規定は、令和６年度以後の予算に係る各務原市自治会地域社会活動事業補助金について適用し、令和５年度以前の予算に係る各務原市自治会地域社会活動事業補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和６年９月１９日決裁）

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。
- 2 改正後の各務原市自治会地域社会活動事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に補助金の交付の申請があったものについて適用し、同日前に補助金の交付の申請があったものについては、なお従前の例による。